

益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成28年熊本地震により被災し、管理が不適切な空家等の除却に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、危険な空家等の除却を促進し、町民の安全・安心な住環境の保全及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第2条第1項に規定する空家等で、1年以上使用されていないものをいう。
- (2) 老朽危険空家等 空家等のうち、外観目視による空家等不良度判定表（別表）において、配点の合計が66点以上となり、かつ、空家等の存する行政区の区長（益城町行政事務委託要綱（平成17年益城町告示第10号）第1条に規定する区長をいう。）が周辺的生活環境に悪影響を及ぼすと判断するものをいう。ただし、故意に破壊等させたものを除く。
- (3) 所有者等 空家特措法第5条に規定する所有者等で個人である者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者で熊本県内に本店又は営業所等を有する者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 所有者等であること。
- (2) 補助金の申請に係る老朽危険空家等について、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）以外の所有者、抵当権者その他の権利者（以下「関係権利者」という。）がいる場合には、当該老朽危険空家等の除却について、原則として全ての関係権利者の同意を得ていること。
- (3) 本町の町税等を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約をしないこと。
- (6) 空家特措法第22条第3項に規定する命令を受けていない者であること。

（補助金の交付対象空家等）

第4条 この補助金の交付対象となる空家等（以下「交付対象空家等」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 老朽危険空家等であること。
- (2) 町内に位置していること。
- (3) 同一敷地内において、居住の実態がないこと。
- (4) 抵当権等が設定されていないこと。ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、当該権利の全ての権利者が当該老朽危険空家等の除却について同意している場合は、この限りでない。
- (5) 老朽危険空家等又はその敷地について、売買により所有権が移転している場合にあっては、現在の所有者が所有権を取得した時から、第9条第1項に定める交付申請までに、1年以上経過していること。
- (6) この要綱に基づく補助事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (7) 公共事業等による補償を受けていないこと。

（補助事業）

第5条 補助事業は、交付対象空家等を除却し、敷地全体を空家等の定着物が

ない土地にする工事とする。ただし、申請者は、周辺環境に影響を及ぼさない工作物（門又は塀等）、樹木等、地中埋設物等で、特別の理由があると認められるものは除却しないことができる。

2 補助事業は、解体事業者等に請け負わせるものとする。

3 補助事業は、第10条第1項に定める補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに完了する予定であること。

（補助対象経費）

第6条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

（1） 交付対象空家等の除却及び処分に要する費用。ただし、第5条第1項の規定にかかわらず、同一敷地内に存する老朽危険空家等ではない建築物等の除却工事費を含めない。

（2） 交付対象空家等に附属する工作物（門又は塀等）の除却及び処分に要する費用

（3） 交付対象空家等の存する敷地内の樹木等の除却及び処分に要する費用

（4） 交付対象空家等の存する敷地内にある動産の除却及び処分に要する費用

（5） 周囲への安全を確保する上で、交付対象空家等の除却及び処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する費用

2 前項に規定する補助対象経費は、解体事業者等の2社以上の見積り（申請者宛て）に基づき算出し、補助対象経費の総額が安価な見積りを採用する。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、300万円を上限とする。

（事前調査）

第8条 申請者は、次条に規定する補助金の交付申請をする前に、益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金事前調査申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 位置図（空家等の所在する位置が分かるもの）
 - (2) 配置図（方位、敷地形状、空家等（母屋、離れ、倉庫等の建築物、門・塀、樹木）、入口等の位置が記載されたもの。また、除却しない空家等がある場合は、その対象を明示し、理由を記載すること。）
 - (3) 現況写真（建物及び敷地の状況が分かるものを2方角以上撮影したもの）
 - (4) 建物の全部事項証明書（発行されてから3か月以内のもの）又は固定資産税の納税通知書、不動産売買契約書等建物の所有者等であることを確認又は推認できる書類
 - (5) 申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し
 - (6) 申請書の提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書（別記第2号様式）及び委任者の印鑑登録証明書
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項に規定する事前調査申請書を受理したときは、その内容を審査し、現地確認を行い、補助金の交付申請手続の可否を益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付事前調査結果通知書（別記第3号様式）により、申請者に対して通知するものとする。
- 3 町長は、第1項に規定する事前調査申請書の審査や現地確認により、条件を付すことが必要と判断したときは、事前調査結果通知書にその条件を付するものとする。
- 4 申請者は、第1項第4号の規定する書類の取得が不可能な場合で、建物の所有権を証する事由がある場合には、第1項第4号の関係書類に代えて、申出書（別記第4号様式）及び紛争等が生じた場合の誓約書（別記第5号様式）を提出することができる。

（補助金の交付申請）

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付申請手続が可能となった申請者は、補助事業の実施前に、益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付申請書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等の原本（相

続人等の確認が必要な場合に限る。)

- (2) 第6条第1項各号に掲げる費用が確認できる解体事業者等の見積書の写し(2社以上)
 - (3) 解体事業者等であることを証する書類の写し
 - (4) 町税等滞納有無調査承諾書(別記第7号様式)
 - (5) 関係権利者が存する場合は、関係権利者全ての補助事業の実施に係る同意書(別記第8号様式)及び印鑑登録証明書
 - (6) 建物の全部事項証明書(発行されてから3か月以内のもの)ただし、提出済みの場合は除く。
 - (7) 申請書の提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書(別記第2号様式)及び委任者の印鑑登録証明書(提出済みの場合を除く。)
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- 2 申請者は、関係権利者について戸籍謄本等による調査を行ったうえで所在が不明である場合には、前項第5号の関係書類に代えて、紛争等が生じた場合の誓約書(別記第5号様式)を提出することができる。
- 3 申請者は、第1項第6号の規定にする建物の全部事項証明書の取得が不可能な場合で、建物の所有権を証する事由がある場合には、建物の全部事項証明書に代えて、申出書(別記第4号様式)及び紛争等が生じた場合の誓約書(別記第5号様式)を提出することができる。
- (補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第9号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による交付決定をするにあたり、補助金の交付の目的を達成するために、必要な指示をし、又は条件を付することができる。
- 3 補助金の交付決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した補助金交付申請書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定をする。

(補助事業の着手)

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業に着手する前に、益城町老朽危険空家等除却促進事業着手届出書（別記第10号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に届け出なければならない。

- (1) 除却工事の請負契約書の写し（契約者が交付決定者であるもの）
- (2) 届出書の提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書（別記第2号様式）及び委任者の印鑑登録証明書（提出済みの場合を除く。）

(補助事業の変更)

第12条 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、益城町老朽危険空家等除却促進事業変更承認申請書（別記第11号様式）に第8条第1項及び第9条に掲げる書類のうち、当該変更に係る関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、交付の決定を受けた補助金の額の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を益城町老朽危険空家等除却促進事業変更承認（不承認）通知書（別記第12号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 第10条第2項の規定は、前項の規定による補助金交付変更承認（不承認）の場合に準用する。

(完了報告)

第13条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、20日以内又は当該年度3月の第3週の最終開庁日までのいずれか早い日までに、益城町老朽危険空家等除却促進事業完了報告書（別記第13号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 除却工事費の請求書又は領収書の写し
- (2) 除却工事完了後の写真（跡地の状況が分かるもの）
- (3) 報告書の提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書（別記第2号様式）及び委任者の印鑑登録証明書（提出済みの場合を除く。）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金額確定通知書（別記第14号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 交付決定者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金請求書（別記第15号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に請求しなければならない。

（1） 預貯金通帳の写し

（2） 除却工事費の領収書の写し（提出済みの場合を除く。）

（3） 請求書の提出を第三者に代理させる場合は、代理提出委任申出書（別記第2号様式）及び委任者の印鑑登録証明書（提出済みの場合を除く。）

（4） その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 第3条に定める補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。

（3） 第13条に定める日までに完了の報告をしなかったとき。

（4） その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第16号様式）により交付決定者に通知するものとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、町は賠償の責

めを負わないものとする。

(交付申請の取下げ)

第17条 交付決定者は、事情により補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付申請取下書（別記第17号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第2項から第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(補助金の返還)

第18条 町長は、第16条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、益城町老朽危険空家等除却促進事業補助金返還命令書（別記第18号様式）により行うものとする。

(照会及び検査等の実施)

第19条 町長は、補助金の交付に必要な範囲内において、関係機関への照会及び補助事業の検査等を実施することができる。

2 前項の照会及び検査等の結果、必要があると認めるときは、交付決定者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(交付決定者の責務)

第20条 交付決定者は、補助事業を実施するにあたり、法令等を遵守するとともに、関係機関等と十分協議を行いその指示に従うものとする。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても同様とする。

3 補助事業に伴う苦情等は、交付決定者の責任において処理すること。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。